

静岡県立沼津工業高等学校定時制 生徒心得

〔1〕生徒の本分

1. 高校生、社会人として責任ある行動をとる。
2. 公共の場ではルールを守り、他人に迷惑を与えない。
3. 教科の学習に励み、真面目な態度で授業に臨む。
4. 基本的な生活習慣を心がける。

〔2〕生活上の心得

1. 飲酒、喫煙、暴力行為、賭博、犯罪・違法行為等をしない。また、電子タバコ等（有害物質の有無を問わない）の使用やノンアルコールビール等の飲用もしない。（20歳以上であっても学校管理下での飲酒、喫煙については記載内容と同様に扱う）。
2. 他人に迷惑をかけるような行為はすべて慎み、互いの人格および個性を尊重する。
3. 登校後はみだりに校外に出ない。
4. 実験・実習時、体育時は規程の服装とし、担当教員の指示に従う。
5. 校内公共物は大切に扱い、常に整理・整頓を心掛け、破損した場合は必ず届け出る。
6. 飲食は決められた時間内でとり、その場の衛生に万全の配慮をする。
7. 金銭の徴収・貸し借り・賭け事、生徒間の物品の売買はしない。
8. 携帯電話の校内への持ち込みは可能であるが、教員の指示のない限り、授業中は原則使用禁止とする。携帯電話を使用しない時は電源を切るなど、各自で責任を持って管理すること。
9. 高校生として社会通念上相応しくない場所には出入りしない。

〔3〕通 学

登下校の際は交通規則を守り、自他の生命の安全に心掛ける。また、自転車、バイク、四輪車による通学については許可制により認める。ただし、その場合は車両通学許可の規定によるものとする。

車両通学許可の規定について

1 許可車両

車種	自転車	原付一種 ※1	原付二種 ※2	普通・大型二輪 (125cc超)	四輪
通学可否	○	△	△	×	△

備考:

○(許可制、担任点検) △(許可制、生徒指導部点検) ×禁止

※1…総排気量が50cc以下の車両、総排気量が125cc以下で最高出力4.0kW以下の車両
(ナンバープレート:白)

※2…50cc超90cc以下(ナンバープレート:黄)、90cc超125cc以下(ナンバープレート:ピンク)

2 車両通学に関する誓約

- ① 交通ルールを遵守し、常に安全運転を心掛けます。また、定期的に整備点検を行います。
- ② 任意保険に加入します。
- ③ 車両は無改造車であり、車両点検を受けて以降も改造等を行いません。
- ④ 学校敷地内では決められた場所を徐行し、事故・破損等はすべて自己責任とします。
- ⑤ 騒音防止に努め、カーステレオの音量に配慮し、不要なクラクション、アイドリング、空ぶかしをしません。また、車検に合格した車両であっても、排気音等が大きい場合は使用しません。
- ⑥ 指定された場所に駐車、駐輪し、他人に迷惑をかけません。また、必ず施錠を行います。
- ⑦ 二人乗りや相乗り、車両の貸し借りはしません。
- ⑧ 誓約や条件に違反した場合、人身事故を起こした場合は、車両による通学を一定期間、もしくは卒業まで取り消すことに同意します。
- ⑨ 交通違反、交通事故等を起こした場合は、速やかに学校に報告します。また、その状況により⑧と同様の措置となることに同意します。
- ⑩ 二輪車の運転時は、ヘルメット、長袖、長ズボン、グローブ、靴(くるぶしまであるブーツが好ましい)を着用します。
- ⑪ 自転車の運転時は、ヘルメットを着用します。

3 許可条件

- ① 車両通学に関する誓約について、保護者、本人ともに同意している。
- ② 車両点検に合格している。
- ③ 車両通学許可願が受理されている。

4 注意事項

- ① 登校後は下校時まで原則移動させない。
- ② やむを得ず代車を使用する場合は事前に申し出る。
- ③ 車両を変更した場合、車両通学許可願の内容に変更が生じた場合は速やかに申し出る。

令和6年3月1日 施行
令和8年3月13日 改定
令和8年4月1日 施行